

令和3年度羽村市立羽村第二中学校 における部活動に係る活動方針

1 基本的な考え方

羽村第二中学校の部活動に係る活動方針の位置付けは、「羽村市中学校における部活動の方針」を遵守するとともに、これまでの部活動に対する考え方や特色を取り入れたものが、令和3年度学校方針となります。

第一に、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義は、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感や有用感を高めるなどにあります。そして、生徒が文化、スポーツ活動を楽しみ、課題意識をもち、主体的に部活動に取り組めるよう運営を進めていきます。

次に、部活動顧問は、生徒の調和のとれた成長を支え、生徒と共に活動することで、様々な得難い経験を積むことができます。単に試合の勝敗や審査の結果等だけを求めるのではなく、目標への到達過程を重視し、チームワークや思いやりを学び、人としてたくましく成長することを支援し、部活動を進めます。

最後に、部活動は、学校の働き方改革を考えるうえで、新たな枠組みの検討が必要になります。次の内容は令和2年9月に文部科学省から示された方向性です。

「休日の部活動を段階的に地域移行(地域部活動)」「休日に部活動に携わることを希望しない教師は部活動に携わる必要がない環境を構築」「部活動の指導を希望する教師については兼職兼業の許可を得た上で、引き続き休日に指導を行うことができる環境を構築(一部抜粋)」とあります。令和5年度以降の実現を目指し、検討を進めています。

2 運営方針等について

(1) 部活動の設置、改廃等について

校長は、生徒や教員の数等の配置状況を踏まえ、指導の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動ができるよう、適正な数の部を設置します。

また、設置、改廃に際しては、教員の部活動に対する専門性の有無や、休日の部活動の希望等も踏まえたアンケートを作成し、教職員の希望を取り、部活動を設置し、部活動顧問を依頼します。

(2) 生徒の自立、社会貢献について

部活動顧問は、生徒が部活動を通じて、自分自身と向き合い、目標達成のために何が必要なのかを考え、課題意識をもち練習等に取り組むことができるよう指導を進めます。また、生徒は、様々な協力者の支えがあるお陰で部活動ができることを実感し、その過程で、感謝の気持ちを育みます。感謝の気持ちは、ボランティア活動等へ参加することで表現し、社会貢献の意識を学びます。

(3) 部活動事故の未然防止について

校長は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するよう、部活動顧問等を指導します。また、部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防 運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断します。

(4) 部活動顧問と保護者の連携について

部活動顧問は、年度当初の部活動保護者会で、活動計画や休養日、部の活動方針等について説明します。部活動は部活動顧問だけで運営等ができるものではありません。保護者の皆さんとの連携を深め、相互理解を図り、協力関係を構築します。

(5) 適正な私費会計の実施について

部活動顧問は、部活動運営するために部費を徴収する場合、事前に必要な金額や目的を明確に保護者へ説明し、承認を受けた上で部費を徴収することができます。その際、保護者に会計担当や監査をお願いするなど、公正な会計報告を行います。

(6) 地域との連携について

校長は、地域文化スポーツ団体と協議し、部活動顧問に代わり、生徒の指導、試合の引率が可能になる部活動指導員を配置することができます。令和3年度からの試行的に導入を進めていきます。長期的には、段階的なステップを踏みながら、地域設置型の部活動として、学校教育から一歩離れたところから、部活動を支援していただきます。

3 活動時間

- (1) 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、顧問、もしくは、部活動指導員の管理のもと、実施します。できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- (2) 下校時刻は、夏期(3月～10月)は18時30分、冬期(11月～2月)は18時です。
- (3) 朝練習は、顧問の管理のもとに、生徒の自主練習時間とします。

4 休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設けます。
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会等で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えます。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いとします。また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養の期間(オフシーズン)を設けます。
- (3) 定期考査一週間前は活動を行いません。ただし、定期考査期間中に公式戦、コンクール等がある場合は、保護者に周知し、希望者による任意の参加とし、希望者で時間を短縮して行います。

5 入退部等について

- (1) 年度当初に、毎年、「入部届」を提出します。3年間継続して活動することが望ましいです。1年生は、部活動オリエンテーション後に、仮入部期間を設けます。学習との両立や体力面などで部活動が継続できるかどうか、希望する部活動の年間活動計画を見て、体験し、本人と保護者が相談した上で決めてください。
- (2) やむを得ない事情で、年度当初、年度途中で、転・退部を希望する場合は、必ず、事前に、顧問(転部の場合は、双方の顧問)、保護者とよく相談した上で、所定の手続きをとり、許可を得てから転・退部してください。

6 活動上の注意

- (1) 顧問が不在の場合は、顧問が代理顧問を立てれば活動することができます。
- (2) 部活動自転車の使用については、事前に許可願を提出してください。長期休業中、授業のない日の練習・練習試合・公式戦、学校外等での練習がある場合に使用できます。ただし、住所が「富士見平」の生徒は、羽村第二中学校への自転車通学ができません。
- (3) 昼食は、所定の教室でとります。朝食等は持参することはできません。
- (4) 水筒を持参してください。ペットボトル、ビン、カン類は禁止とします。

7 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 校長は感染の拡大状況を見ながら、羽村市教育委員会と連携を図り、活動内容、活動時間について検討し、学校全体で統一した活動を行います。
- (2) 部活動顧問は生徒の体調管理を確認するとともに、体調が優れない場合は活動を行えません。活動後は手洗いをしてください。感染が拡大している時は、活動中もマスクを着用する、大声を出さない等の対策をとります。また、朝練習は行いません。

8 その他

- (1) 本活動方針並びに、各部活動年間活動計画は、ホームページへ掲載します。
- (2) 部活動顧問は年間の活動計画の下、月ごとに活動計画を作成し、生徒・保護者に通知します。

9 部活動一覧

(※活動日は変更もあります)

部活動名	活 動 日							活動場所及び 食事場所など
	日	月	火	水	木	金	土	
野 球	×	○	○	○	×	○	○	校庭・武蔵野公園 1-1
女子ソフトボール	×	○	○	×	○	○	○	校庭 2-4
サッカー	×	○	○	×	○	○	○	校庭 1-5
剣 道	×	○	○	○	×	○	○	地下多目的ホール 3F赤学習室
男子テニス	×	×	○	○	○	○	○	二中・富士見コート 3-3
女子テニス	×	○	○	○	○	×	○	二中・富士見コート 1-2
男子バスケットボール	×	○	×	○	○	○	△	体育館 2F学習室
女子バスケットボール	×	○	○	×	○	×	△	体育館 3-1
女子バレー	○	×	○	○	○	○	×	体育館 3-2
卓 球	×	○	○	×	○	○	○	地下多目的ホール クラブハウス
陸 上 (募集なし)	×	×	○	○	×	○	×	校庭・富士見公園 2-1
吹奏楽	×	○	×	○	○	○	○	第2音楽室 4階各教室
合 唱	×	○	×	○	×	○	×	第1音楽室
ホームメイキング	×	○	×	×	○	×	×	第2家庭科室
科学工作 (募集なし)	×	×	○	×	×	×	×	第1理科室
アクリウム	×	○	○	×	○	○	×	事務室前
手 話	×	×	○	×	×	×	×	談話室 進路指導室
美 術	×	○	×	×	○	○	×	第1美術室